

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 2 活動編 (14) 多様な労働時間の使い方「変形労働時間制」②

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 職場と労働法 2 活動編 (14) 多様な労働時間の使い方「変形労働時間制」②

#### 一年単位の変形労働時間制

労基法第32条の4・第32条の4の2

##### 導入要件

- 書面による「労使協定」の締結によるもの。  
この場合は、所轄労働基準監督署長へ届け出が必要。
- 労使委員会・労働時間短縮推進委員会の決議によるもの。  
事前に、それぞれの委員会の設置届出が提出されていれば協定の作成、届出は不要。
- 協定及び決議には次の事項を定めること。
  - ①対象労働者の範囲を特定する。
  - ②変形期間を一年以内として、起算日と終期日を決める。
  - ③特定期間（変形期間中の特に業務が繁忙な期間）。
  - ④変形期間中における労働日、労働日ごとの労働時間を特定する。  
・労働時間の限度：一日 10 時間、一週 52 時間
  - ⑤変形期間における労働日数の限度・一日及び一週の限度、連続労働日数の限度。  
・一年当たりの最大労働日数：280日（対象期間が3ヶ月を超えるとき）。  
・48時間を越える週が連続する場合の週は3週以内であること（3ヶ月越える場合）  
・連続して労働させることの出来る日数は6日間（労使協定で締結した特定期間：特に業務が繁忙のとき12日間）
  - ⑥変形期間を平均して一週間あたり40時間を越えない（変形期間における所定労働時間の総枠の範囲内）。
  - ⑦有効期間を定めること。

#### 休日を機軸とした1週間当りの平均労働時間を40時間以下とする「計算」

- ①年間労働日数を算出 → 「年間週休日数+週休日以外の休日（国民の祝日他）」
- ②年間労働日数×8時間÷（365÷7）＝週労働時間
- ③この週労働時間が40時間を超えていれば、これ以下にするために休日増で平均週所定労働時間を40時間以下に取ります。

多様な労働時間による働き方は、労働者の心身の柔軟性、適応性を求めています。昨今、自律的生き方、自立と自律の確立が言われるのは、このような働き方に対する労働者の対応力、心身の健康自助努力が要請されているように思います。

人間は環境の動物と言われます。同時に環境を創造していく動物でもあります。労働組合は、その環境を創造していく使命を持った組織体です。

労働者の労働環境をどのように創造していくのか、そのビジョンと力量が問われています。

経営と労働の均衡・バランスをどうとっていくのか、社会の問題であると同時に、労働者・労働組合の大きな課題です。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.